

監査基準報告書705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」の改正について

年 月 日

日本公認会計士協会

改正案	現 行
監査基準報告書705 独立監査人の監査報告書における除外事項付意見 2011年 7 月 1 日 改正 2011年 12月 22日 改正 2014年 4 月 4 日 改正 2015年 5 月 29日 改正 2019年 2 月 27日 改正 2020年 4 月 9 日 改正 2021年 1 月 14日 改正 2021年 8 月 19日 改正 2022年 10月 13日 改正 2023年 1 月 12日 改正 2024年 9 月 26 日 改正 2025年 7 月 17 日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第34号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《Ⅳ 適用》 (省 略)	監査基準報告書705 独立監査人の監査報告書における除外事項付意見 2011年 7 月 1 日 改正 2011年 12月 22日 改正 2014年 4 月 4 日 改正 2015年 5 月 29日 改正 2019年 2 月 27日 改正 2020年 4 月 9 日 改正 2021年 1 月 14日 改正 2021年 8 月 19日 改正 2022年 10月 13日 改正 2023年 1 月 12日 改正 2024年 9 月 26 日 最終改正 2025年 7 月 17 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第34号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《Ⅳ 適用》 (省 略)

改正案								現 行							
・ <u>本報告書（ 年 月 日）は、2027年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。</u>															
(省 略) 《付録 除外事項付意見の監査報告書の文例》(A16 項、A17 項及び A24 項参照)								(省 略) 《付録 除外事項付意見の監査報告書の文例》(A16 項、A17 項及び A24 項参照)							
	監査対象	財務報告の枠組み	グループ監査	<u>公に取引されている事業体</u>	監査意見	除外事項	監査上の主要な検討事項		監査対象	財務報告の枠組み	グループ監査	<u>上場・非上場</u>	監査意見	除外事項	監査上の主要な検討事項
文例 1	財務諸表	一般目的/ 適正表示	適用なし	<u>該当</u>	限定付 適正意見	虚偽表示	除外事項以外に該当する事項の記載あり	文例 1	財務諸表	一般目的/ 適正表示	適用なし	<u>上場</u>	限定付 適正意見	虚偽表示	除外事項以外に該当する事項の記載あり
文例 2	連結財務諸表	一般目的/ 適正表示	適用あり	<u>該当</u>	不適正意見	虚偽表示	除外事項以外に該当する事項の記載なし	文例 2	連結財務諸表	一般目的/ 適正表示	適用あり	<u>上場</u>	不適正意見	虚偽表示	除外事項以外に該当する事項の記載なし
文例 3	連結財務諸表	一般目的/ 適正表示	適用あり	<u>該当</u>	限定付 適正意見	監査証拠	除外事項以外に該当する事項の記載あり	文例 3	連結財務諸表	一般目的/ 適正表示	適用あり	<u>上場</u>	限定付 適正意見	監査証拠	除外事項以外に該当する事項の記載あり
文例 4	連結財務諸表	一般目的/ 適正表示	適用あり	非 <u>該当</u>	意見不表明	監査証拠 (一つの要素)	区分なし	文例 4	連結財務諸表	一般目的/ 適正表示	適用あり	非 <u>上場</u>	意見不表明	監査証拠 (一つの要素)	区分なし
文例 5	財務諸表	一般目的/ 適正表示	適用なし	非 <u>該当</u>	意見不表明	監査証拠 (複数の要素)	区分なし	文例 5	財務諸表	一般目的/ 適正表示	適用なし	非 <u>上場</u>	意見不表明	監査証拠 (複数の要素)	区分なし
文例 6	財務諸表	一般目的/ 準拠性	適用なし	非 <u>該当</u>	否定的意見	虚偽表示	N/A	文例 6	財務諸表	一般目的/ 準拠性	適用なし	非 <u>上場</u>	否定的意見	虚偽表示	N/A
《文例 1》財務諸表の重要な虚偽表示による限定付適正意見の場合 文例の前提となる状況 ・ <u>公に取引されている事業体の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない（すなわち、監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」は適用されない。）。</u> (省 略) 《文例 2》連結財務諸表の重要な虚偽表示による不適正意見の場合 文例の前提となる状況 ・ <u>公に取引されている事業体の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の</u>								《文例 1》財務諸表の重要な虚偽表示による限定付適正意見の場合 文例の前提となる状況 ・ <u>上場企業の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない（すなわち、監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」は適用されない。）。</u> (省 略) 《文例 2》連結財務諸表の重要な虚偽表示による不適正意見の場合 文例の前提となる状況 ・ <u>上場企業の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の連結財務諸表の監</u>							

改正案	現 行
連結財務諸表の監査である。当該監査は、子会社を有する企業のグループ監査である（すなわち、監査基準報告書600が適用される。）。 （省 略） 《文例３》在外関連会社に関して十分な監査証拠を入手することができなかったことによる限定付適正意見の場合 文例の前提となる状況 ・ <u>公に取引されている事業体</u>の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の連結財務諸表の監査である。当該監査は、子会社を有する企業のグループ監査である（すなわち、監査基準報告書600が適用される。）。 （省 略） 《文例４》連結財務諸表の一つの要素について十分かつ適切な監査証拠を入手できないことによる意見不表明 文例の前提となる状況 ・ <u>公に取引されている事業体以外の事業体</u>の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の連結財務諸表の監査である。当該監査は、子会社を有する企業のグループ監査である（すなわち、監査基準報告書600が適用される。）。 （省 略） 《文例５》財務諸表の複数の要素に関して十分かつ適切な監査証拠を入手できないことによる意見不表明 文例の前提となる状況 ・ <u>公に取引されている事業体以外の事業体</u>の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない（すなわち、監査基準報告書600は適用されない。）。 （省 略） 《文例６》否定的意見 文例の前提となる状況 ・ <u>公に取引されている事業体以外の事業体</u>の準拠性の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない（すなわち、監査基準報告書600は適用されない。）。 （省 略） 以 上	査である。当該監査は、子会社を有する企業のグループ監査である（すなわち、監査基準報告書600が適用される。）。 （省 略） 《文例３》在外関連会社に関して十分な監査証拠を入手することができなかったことによる限定付適正意見の場合 文例の前提となる状況 ・ <u>上場企業</u>の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の連結財務諸表の監査である。当該監査は、子会社を有する企業のグループ監査である（すなわち、監査基準報告書600が適用される。）。 （省 略） 《文例４》連結財務諸表の一つの要素について十分かつ適切な監査証拠を入手できないことによる意見不表明 文例の前提となる状況 ・ <u>上場企業以外の企業</u>の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の連結財務諸表の監査である。当該監査は、子会社を有する企業のグループ監査である（すなわち、監査基準報告書600が適用される。）。 （省 略） 《文例５》財務諸表の複数の要素に関して十分かつ適切な監査証拠を入手できないことによる意見不表明 文例の前提となる状況 ・ <u>上場企業以外の企業</u>の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない（すなわち、監査基準報告書600は適用されない。）。 （省 略） 《文例６》否定的意見 文例の前提となる状況 ・ <u>上場企業以外の企業</u>の準拠性の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない（すなわち、監査基準報告書600は適用されない。）。 （省 略） 以 上

以 上